

令和7年度 インバウンド受入アドバイザー業務委託 プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本事業では、公益社団法人宮崎市観光協会(以下「当協会」という。)が訪日外国人観光客の快適な滞在環境づくりを目指すため、本市の観光事業者が抱える訪日外国人観光客の受入に係る課題へのアドバイスをを行うことで、本市の観光振興を図ることを目的とし、優れた事業者の募集のために、本プロポーザルを行うものである。

2 委託業務名

令和7年度 インバウンド受入アドバイザー業務

3 業務内容

別紙「令和7年度 インバウンド受入アドバイザー業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

4 委託期間

契約締結日 ～ 令和8年2月28日(土)

5 提案限度額

4,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

6 公募スケジュール

実施内容	期日
公募開始	令和7年5月23日(金)
参加申込書受付締切	令和7年6月2日(月) 正午
質問締切	令和7年6月5日(木) 正午
企画提案書等の提出締切	令和7年6月16日(月) 正午
企画プレゼンテーション	令和7年6月23日(月) (予定)
審査結果通知	令和7年6月25日(水) (予定)

7 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者(法人または個人事業主)とする。

(1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。

(2)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく 更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

- (3)会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条 の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号) 第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

8 参加申込手続き

(1)提出先

〒880-0811 宮崎市錦町 1 番 10 号 宮崎グリーンスフィア壱番館 3F
公益社団法人宮崎市観光協会 観光誘致課 野添(のぞえ)
Mail:nozoe@miyazaki-city.tourism.or.jp
TEL:0985-20-8658

(2)提出書類

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 事業者概要(様式第2号)
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 業務実績(様式第4号)
- ⑤ 宮崎市税に滞納がないことの証明(発行から3か月以内、写し可) ※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合

(3)提出方法

8-(1)担当者宛に電子メールにて提出すること。

(4)提出期限

令和7年6月2日(月) 正午

9 質問及び回答

(1)質問

①質問方法

質問書(様式第 5 号)を8-(1)担当者宛に電子メールにて提出すること。

②質問締切

令和7年6月5日(木) 正午

(2)回答

①回答方法

当協会ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(掲載 URL) <https://www.miyazaki-city.tourism.or.jp/>

②回答日

原則、質問のあった日の翌々日までに回答をおこなう。(祝休日を除く)

10 企画提案書の提出

(1)提出書類

- ① 企画提案書(任意様式)
- ② 見積書(任意様式)

(2)提出方法

8-(1) 事務局宛に持参または郵送にて提出すること。

(3)提出期限

令和7年6月16日(月) 正午

(4)提出部数

提出書類①・②については、正本を1部、副本を7部提出すること。なお、副本7部については、会社名や会社を特定される箇所を全て消して作成すること。

11 審査方法及び審査基準

(1)プレゼンテーション

提出された提案書に基づきプレゼンテーションをおこなう。尚、プレゼンテーションは非公開とする。

① 実施時期、実施場所

令和7年6月23日(月) (予定)

詳細な日時、場所については、各参加者に個別に通知する。

②所要時間

準備 5分以内、プレゼンテーション 10分以内、質疑・応答 10分以内

③内容

提案書の説明とする。

④出席者

3名以内とする。

⑤その他

・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。

・パソコン使用の場合は参加者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは当協会が用意するが、使用する場合は事前に申し込むこと。

(2)契約相手方の決定方法

①事業者の選定

参加者より提出された企画提案書をもとに、審査員が審査項目に従って内容を総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った事業者を選定する。

②選定基準

別表「審査基準」のとおり

② 通知方法

審査結果の通知は、令和7年6月25日(水)を予定し、全ての参加者に電子メールにて通知する。尚、審査経緯については公表しない。また、審査内容及び結果については異議、問い合わせは一切認めない。

12 契約に関する事項

- (1)受託候補者と当協会の間で、委託内容、経費等について調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。
- (2)契約代金の支払いは、精算払いとする。

13 留意事項

- (1)提出書類の取り扱いについて
 - ・提出された書類は返却しない。
 - ・提出された書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、当協会の指示があった場合は除く。
- (2)その他
 - ・本プロポーザルに係る費用については、全て参加業者の負担とする。
 - ・企画提案書及び見積書は、1社につき1提案に限る。
 - ・提案事業者が1社のみであった場合であっても、提案内容の審査をおこない選定の可否を決定する。

14 問合せ先

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンスフィア壱番館 3F
公益社団法人宮崎市観光協会 観光誘致課 野添(のぞえ)
Mail:nozoe@miyazaki-city.tourism.or.jp
TEL:0985-20-8658